

# 平成31年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項

---

令和2年3月27日  
金融庁企画市場局

# 目次

<b>平成31年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項の公表</b>	… P3~P5
<b>1. 法令改正関係審査</b>	… P6~P28
記述情報の充実にむけた金融庁の取組 役員の報酬等 株式等の保有状況 税効果会計	
<b>2. 重点テーマ審査</b>	… P29~P37
関連当事者取引 ストック・オプション等 ESOP等 過年度の審査結果のフォローアップ	

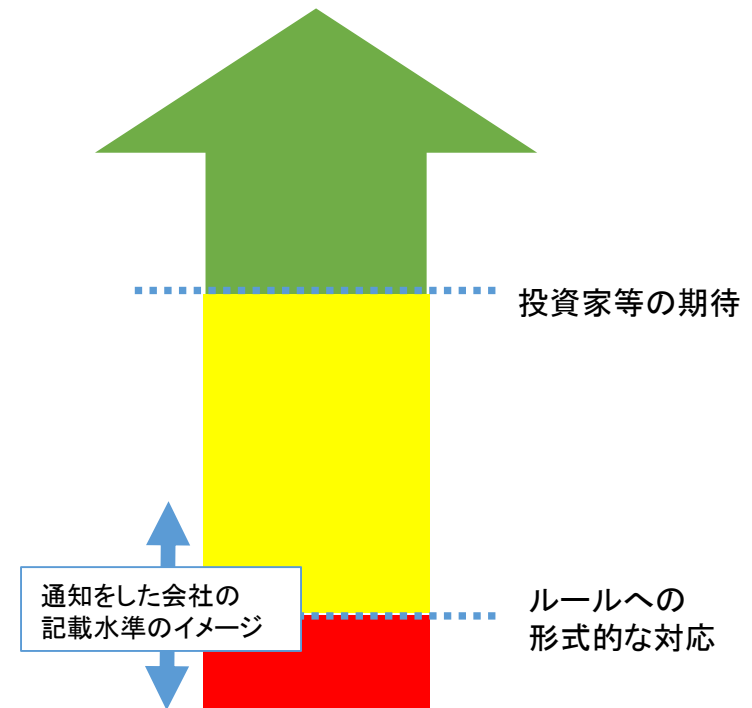
# 「平成31年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項」の公表

- 金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、深度ある審査を行うため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。
- 平成31年度の有価証券報告書レビューに関して、現在（令和2年3月27日時点）までの実施状況を踏まえ、複数の会社に共通して記載内容が不十分であると認められた事項に関し、記載に当たっての留意すべき事項等を取りまとめた。
- なお、記載内容が不十分であると認められた事項には、会計監査の対象となる財務諸表等に関わるものも含まれている。そのため、留意すべき事項等については、有価証券報告書提出会社のみならず、監査を実施する公認会計士又は監査法人においても、十分に留意いただきたい。

# 記述情報の充実に向けて

- 平成31年度の審査対象である「役員の報酬等」や「株式等の保有状況」については記述情報が含まれており、提出会社の実情に合わせて一定の自由な記載が可能となっている。
- 一方で、法令が求める最低限の記載水準を満たすことのみを目的として、ルールへの形式的な対応にとどまる開示も見られ、投資家等が必要とする十分な情報が得られない事例も見受けられる。
- そこで、今般、記述情報の記載ぶりに改善の余地があると考えられる提出会社に、翌年度からの改善・充実に向けた検討を求める通知を発出した。(全提出会社の3割程度(※))
- 投資家等との建設的な対話を促進し、企業価値の向上につながるよう、提出会社には、記述情報のより一層の充実を期待する。

投資家等との建設的な対話の  
促進、企業価値の向上



(※)3月31日期～9月期決算会社までの割合。以降の決算会社については、今後、引き続き審査を実施。

# (参考)平成31年度有価証券報告書レビューの概要

平成31年3月31日以降を決算期末とする有価証券報告書の提出会社を対象

((1)はすべての提出会社を対象。(2)(3)は対象会社を選定の上、質問票を送付。)

## (1) 法令改正関係審査

平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」による改正について、記載内容を審査

## (2) 重点テーマ審査

以下のテーマに着目して審査

- ・ 関連当事者に関する開示
- ・ スtock・オプション等に関する会計処理及び開示
- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示

## (3) 情報等活用審査

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し審査

# 法令改正関係審査

---

# 記述情報の充実に向けた金融庁の取組

資本市場の機能発揮を通じた、最適な資金フローの実現のために、ソフトローによる取組み(スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コード)に加え、ハードローによる取組み(企業情報の開示の充実)も併せて行うことにより、投資家の適切な投資判断と投資家と企業との建設的な対話を促していく。

## 有価証券報告書における記述情報の充実

### 1. 内閣府令の改正 (平成31年1月31日公布・施行)

#### 主な改正内容

#### ① 平成31年3月期から適用

##### ■ 建設的な対話促進に向けたガバナンス情報の拡充

- 政策保有株式の保有方針や保有の合理性の検証方法、個別開示の対象銘柄数の拡大(30銘柄から60銘柄)等
- 役員報酬について、報酬プログラムの説明やプログラムに基づく報酬実績等に関する開示を拡充

#### ② 令和2年3月期から適用

##### ■ 「記述情報」の充実

- 経営方針・経営戦略、経営成績等の分析において、経営者目線の議論や資本コストの議論の適切な反映 等

##### ■ 監査役会等の活動状況等の開示の拡充

### 2. 上記改正の効果を高めるための取組み

#### ① 記述情報の開示に関する原則 (平成31年3月19日公表)

- 経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方を整理

#### ② 記述情報の開示の好事例集 (平成31年3月19日公表)

- 投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、記述情報の開示の好事例を収集し公表

## 主な課題と今後の取組み

- 平成31年3月期から適用されている役員報酬と政策保有株式の開示については、記載の充実が図られているものの、特に政策保有株式の開示については投資家が期待する開示と大きく乖離
  - 役員報酬についての開示の好事例を公表(令和元年11月29日)
  - 政策保有株式については、投資家がどのような開示を期待しているかをまとめた開示のポイントを公表(令和元年11月29日)
- 令和2年3月期から適用となる経営戦略等やリスク情報等の記述情報については、改正内閣府令の適用に先立ち、一部の企業において充実。令和2年3月期からの適用に向けて、このモメンタムを更に拡大させていくことが課題
  - 「記述情報の開示の好事例集」について、本年3月期の有価証券報告書の好事例を反映し更新(令和元年12月20日)

# 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告に基づく開示府令改正の概要 (平成31年1月31日公布・施行)

## 主な改正内容

### I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を求める
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める 等

平成31年度 法令改正関係審査の対象

### II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求める
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する 等

### III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

- 監査役会等の活動状況(監査役会の開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況等)、監査法人による継続監査期間等の開示を求める 等

## 適用時期

- ① 平成31年3月期から適用(上記「II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」欄に記載の項目等)
- ② 令和2年3月期から適用(①以外)



## 審査内容

平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正が行われたことから、改正後の内閣府令（改正開示府令）に基づき適切な記載がなされているかどうかについて審査を行った。

## 審査結果

改正開示府令により、

- 「報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載」
- 「実績と報酬プログラムが整合的か等を確認出来るようにするため、当期の報酬額を決定した理由やKPIの目標と達成状況を記載」
- 「報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックを可能とするため、算定方法の決定権者や取締役会・報酬委員会の報酬決定に関する具体的活動等を記載」

すること等が求められているところ、以下のような事例が確認された。

- (ア) 業績連動報酬の額の決定方法に具体性がないほか、指標の目標や実績等の記載がない。
- (イ) 役員報酬の算定方法の決定権者やその権限や裁量の範囲に具体性がない。
- (ウ) 報酬額の決定過程における取締役会等の活動内容の記載がない、あるいは、具体性がない。

## 留意すべき事項

役員の報酬等については、提出会社ごとに様々な組織形態や報酬制度があることから、その開示の仕方についても各社の工夫が求められる。

ただし、提出会社の役員の報酬等の状況は、投資家等がコーポレート・ガバナンスを評価する観点等から関心が高い事項であることから（注）、各提出会社は開示府令の趣旨に照らして充実した開示を検討されたい。

（注）スライド17 コーポレートガバナンス・コード、投資家と企業の対話ガイドライン 参照

今後、各提出会社における記載充実に向けた検討に資するよう、次スライド以降において、以下の資料を掲載する。

- ✓ 改正開示府令のポイント
- ✓ 「役員報酬」の好開示例
- ✓ 改善の余地があると考えられる開示例
- ✓ その他、参考となる情報

※ なお、好事例の記載をそのまま引用するのではなく、あくまでも各社の状況に応じて記載を検討することに留意する必要がある。

# 役員報酬に係る改正開示府令のポイント

## 改正開示府令のポイント

(平成31年3月期以降適用)

### 【報酬プログラム】

- 報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載
  - ✓ 固定報酬、短期の業績連動報酬(賞与)、中長期の業績連動報酬(ストックオプション等)それぞれの算定方法
  - ✓ 固定報酬と短期・中長期の業績連動報酬の支給割合
  - ✓ 役職ごとの支給額についての考え方
  - ✓ 役員報酬の算定方法にKPI等の指標が関連付けられている場合には、その指標と指標の選定理由、業績連動報酬への反映方法
  - ✓ 報酬総額等を決議した株主総会の年月日及び決議内容 等

### 【報酬実績】

- 実績と報酬プログラムが整合的か等を確認できるようにするため、以下を記載
  - ✓ 当期の報酬額に決定した理由、当期のKPIの目標と実際の達成度
  - ✓ 固定報酬と業績連動報酬の支給割合の実績、支給された報酬の状況 等

### 【報酬決定の枠組み】

- 報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックを可能とするため、以下を記載
  - ✓ 算定方法の決定権者、その権限や裁量の範囲
  - ✓ 報酬委員会がある場合にはその位置付け・構成メンバー
  - ✓ 取締役会・報酬委員会の報酬決定に関する具体的活動内容 等

【コーポレートガバナンスの状況等】 ※ 一部抜粋

(4) 【役員報酬等】

④ 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

・ 当社役員報酬制度の基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

・ 報酬水準の考え方

当社役員が担うべき機能・役割、当社業績水準等に応じた報酬水準とする。また、当社が目指す業績水準を踏まえ、経営層の報酬として、業績の達成状況等に応じて、グローバルベースで競争力を有する報酬水準を実現することで、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る。

・ 報酬構成の考え方

業務執行を担う取締役の報酬については、業績との連動を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な企業価値に連動する報酬を採用することや、現金報酬のほか、株主価値との連動性をより強化した株式報酬（株価条件付）を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成とする。経営の監督機能を担う取締役会長及び社外取締役、並びに監査を担う監査役については、それぞれ適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があるので、固定の月例報酬のみを支給し、業績により変動する報酬は支給しない。

・ 報酬ガバナンスについて

役員報酬の決定方針、報酬水準・構成の妥当性及びその運用状況等については、取締役会の諮問機関であり、社外役員が過半数を占めるガバナンス・指名・報酬委員会（注）において、継続的に審議・モニタリングしていくこととする。

（注）ガバナンス・指名・報酬委員会の概要については、(1) [コーポレート・ガバナンスの概要] ④ a. をご参照ください。

- ・ 取締役及び監査役の報酬等の決定方針について、基本的な考え方に加え、報酬ガバナンスについても記載
- ・ 報酬の種類毎に業績連動指標、報酬の内容及び支給対象者を分かりやすく記載
- ・ 取締役報酬枠の株主総会決議の内容を具体的に記載

⑤ 役員報酬制度（令和元年度以降）

a. 報酬の内容

報酬の種類	給与方式 ・ 固定/変動	業績連動指標	報酬の内容	業務執行を担う (執行役員兼務) 取締役	取締役会長	社外取締役	監査役
基本報酬	現金・固定	-	・ 役位に応じて決定した額を、毎月支給しています。	○	○	○	○
業績連動賞与 (中長期)	現金・変動	連結当期純利益 (中長期)	・ ガバナンス・指名・報酬委員会で審議上、取締役会で決議されるフォーミュラに基づき、中長期の連結当期純利益に応じて支給額を決定しています。 ・ 当該事業年度以降の3事業年度の連結当期純利益（当社の所有者に帰属するもの）の平均値が、株主資本コストの平均値を上回る場合には、中長期の業績に連動して支給額を変動させる一方、株主資本コストの平均値を下回る場合は不支給とすることとしています。また、支給総額には上限を設けて運用しています。	○	-	-	-
中長期株価連動型株式報酬	株式 (新株予約権)・ 変動	株価/ 株式成 長率 (中長期)	・ 株主の皆様との価値共有、並びに中長期的な企業価値向上及び株価上昇に対するインセンティブ付与の観点から、支給しています。 ・ 新株予約権は、割当から3年間は行使不可とし、当該3年間を業績評価期間とします。評価期間中の当社株式成長率（当社株主総利回り（Total Shareholder Return、以下「TSR」という）を、同期間中の東証株価指数（以下「TOPIX」という）の成長率で除して算出する）に応じて、権利行使可能となる新株予約権の数を変動させる仕組みとしています。 ・ ストックオプション行使により取得した株式を含め、在任中は株式を保有することを基本方針とし、役位に応じて定めている基本報酬の300%程度に相当する価値の株式数を超えるまでは売却を制限しています。	○	-	-	-

（注）1. 取締役報酬枠については、以下①～④のとおり、令和元年6月21日定時株主総会において決議しています。

- ① 基本報酬、積立型退職金及び加算報酬を対象として、年額15億円以内（うち、社外取締役に対する基本報酬を対象として、年額1.8億円以内）
  - ② 業績連動賞与（短期）を対象として、当該事業年度の連結当期純利益（当社の所有者に帰属するもの）の0.06%の範囲内（年額）
  - ③ 業績連動賞与（中長期）を対象として、当該事業年度以降の3事業年度の連結当期純利益（当社の所有者に帰属するもの）の平均値の0.06%の範囲内（年額）
  - ④ 中長期株価連動型株式報酬を対象として、年額6億円以内（但し、年間の株式数の上限は400,000株とする。）
2. 監査役報酬枠については、年額 2.5億円以内とすることを、令和元年6月21日定時株主総会において決議しています。

b. 業務執行を担う取締役の報酬の構成割合

当社連結業績（単年度・中長期）、当社株主総利回りの伸長等に応じ、業績連動報酬の比率が高くなる設計とし、継続的かつ中長期的な企業価値向上を意識づける制度としています。また、株主の皆様との価値共有の観点から、報酬の一部として、株式（新株予約権）を付与しています。



# 改善の余地があると考えられる開示例

## <改善の余地があると考えられるポイント>

- 業績連動報酬の額の決定方法に具体性がない。
- 役員報酬の算定方法にKPI等の指標が関連付けられている場合に、その指標と指標の選定理由、業績連動報酬への反映方法がない。

### 開示例1 (A社)

#### (4)【役員の報酬等】※一部加工

##### ①役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

2. 取締役の報酬限度額は、●年●月●日開催の定時株主総会決議により、年額XX円の範囲内で決定します。この他に、●年●月●日開催の第●回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対して業績連動報酬を支給することが決議されています。

#### [改善の方向性]

業績連動報酬の金額がどのように計算されるのかを計算式や目標とする指標を示して説明するなど、会社の業績等との連動が分かるよう具体的に記載。

### 開示例2 (B社)

#### (4)【役員の報酬等】※一部加工

##### ①役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役に関しては、経営者として有能な人材を登用・確保することを目的に、企業価値向上への貢献に対する意欲に直結する報酬体系としております。その算定方法については、東京証券取引所第一部上場で同規模企業の平均的な水準をベースに、ステークホルダーへの説明責任を果たせるよう公正性、合理性及び客観性を確保するよう制度化しております。そのような制度のもと、代表取締役及び業務執行取締役などの役職ごとに固定報酬の額を定めており、当社を取り巻く経営環境など経済情勢の変化により、加算または減算を行うこととしております。さらに、業績の状況及び業績への貢献度に応じたインセンティブと位置付ける業績連動型報酬制を導入しております。この制度は、一般株主の視点からROEを意識し、経営方針の実践を通じた業績及び株主価値の向上に向けて、取締役に対するインセンティブを充足するものと考えております。

#### [改善の方向性]

業績連動報酬に係る指標やその選定理由、業績連動報酬の額の決定方法、当該指標の目標と実績を明示し、業績連動報酬が取締役に対するインセンティブとしてどのように機能しているかを具体的に説明。

# 改善の余地があると考えられる開示例

## <改善の余地があると考えられるポイント>

- 役員報酬の算定方法の決定権者、その権限の内容や裁量の範囲に具体性がない。
- 当事業年度の役員報酬の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容に具体性がない。

### 開示例3(C社)

#### (4)【役員報酬等】※一部加工

##### ① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役に対する報酬限度額は、●年●月●日開催の第●回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対して年額●円以内、監査等委員である取締役に対して年額●円以内と決議されており、この範囲にて固定報酬の額及び取締役会及び監査等委員会にてそれぞれ決定いたします。

#### [改善の方向性]

取締役会での協議により役員報酬の額や算定方法を決定している場合は、当事業年度における取締役会の活動内容を具体的に記載。(開示例4関連)

一方で、取締役会の決議によって決定の全部又は一部を実質的に特定の取締役に再一任している場合は、その旨を記載。(パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 No.61)

### 開示例4(D社)

#### (4)【役員報酬等】※一部加工

##### ① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等の決定に関する方針は、客観性および透明性を確保するため、社外取締役が半数以上を占める報酬委員会において審議し、その答申を踏まえ取締役会で決定することとしております。

#### [改善の方向性]

議事の詳細な内容までは記載を要しないが、当事業年度における役員報酬を決定する過程で、報酬委員会や取締役会において、いつ、どのような内容の審議を行って決定したのか、具体的に活動内容を記載。

# 報酬の決定を再一任している場合の留意事項

役員報酬について、取締役会の決議によって決定の全部又は一部を取締役(例えば、代表取締役社長等)に再一任している場合には、その旨を記載すべきとされていることに留意されたい。

## パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (平成31年1月31日公表) (抜粋)

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
61	<p>第二号様式記載上の注意(57) cの規定により、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の「決定権限を有する者の氏名又は名称」を記載するに当たり、取締役会の決議によって決定の全部又は一部を取締役に再一任している場合には、その旨を記載すべきである。</p>	<p>報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックを可能とするため、算定方法の決定権者、その権限や裁量の範囲等の情報の開示を求めるべきとのDWG報告の趣旨を踏まえれば、ご指摘のとおり、取締役会の決議によって決定の全部又は一部を取締役に再一任している場合には、その旨を記載すべきと考えられます。</p>



# 参 考

## コーポレートガバナンス・コード

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)

以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

(i)～(ii)(略)

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

### 【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

### 【補充原則】

4-2① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

## 投資家と企業の対話ガイドライン

### 【経営陣の報酬決定】

3-5 . 経営陣の報酬制度を、持続的な成長と長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計し、適切に具体的な報酬額を決定するための客観性・透明性ある手続が確立されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した報酬委員会が活用されているか。また、報酬制度や具体的な報酬額の適切性が、分かりやすく説明されているか。

## 審査内容

平成31年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正が行われたことから、改正後の内閣府令（改正開示府令）に基づき適切な記載がなされているかどうかについて審査を行った。

## 審査結果

改正開示府令により、

- 「純投資目的である投資株式と純投資目的以外の投資株式の区分の基準や考え方を記載」、
- 「政策保有株式の保有方針及び保有の合理性を検証する方法を記載」、
- 「個別の保有株式について具体的な保有効果を記載」

すること等が求められているところ、以下のような事例が確認された。

- (ア) 純投資目的である投資株式と純投資目的以外の投資株式の区分の基準や考え方の記載がない。
- (イ) 純投資目的以外の投資株式の保有方針に具体性がない。
- (ウ) 純投資目的以外の投資株式の保有の合理性に具体性がない。
- (エ) 純投資目的以外の投資株式が増加した理由について記載がない。

## 留意すべき事項

政策保有株式については、その保有意義・効果について様々な見方がある中、資本コストをかけリスクをとって保有する以上、政策保有に関する方針、目的や効果は具体的かつ十分に説明されるべきであるとされ(注)、平成31年の開示府令改正により詳細な説明が求められている。

(注)平成30年6月金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告P.14

保有方針や保有の合理性を検証する方法が抽象的な記載にとどまる場合、投資家が提出会社と建設的な対話を行うことが困難となることを踏まえ、各提出会社は開示府令の趣旨を踏まえて具体的かつ充実した開示を検討されたい。

今後、各提出会社における記載充実に向けた検討に資するよう、次スライド以降において、以下の資料を掲載する。

- ✓ 投資家が期待する好開示のポイント
- ✓ 参考となる開示例
- ✓ 改善の余地があると考えられる開示例
- ✓ その他、参考となる情報

※ なお、参考となる開示例をそのまま引用するのではなく、あくまでも各社の状況に応じて記載を検討することに留意する必要がある。

# 政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）（1 / 2） （令和元年11月29日公表）

## ① 政策保有株式全体

主な記載項目	投資家が期待する好開示のポイント（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有先企業のノウハウ・ライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかについて具体的に記載                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「経営戦略を勘案し保有効果を検討している」という記載では不十分</li> </ul> </li> <li>● 保有の上限を設定し記載                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 株主資本をどのように活用できているかという観点が必要であり、保有残高の規模は総資産ではなく株主資本に対する割合で検証することが望ましい</li> </ul> </li> <li>● 売却の方針等がある場合は当該方針を記載</li> <li>● 売却の判断に関する指標があれば当該指標を記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有の合理性の検証方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時価（含み益）や配当金による検証だけではなく、事業投資と同様、事業の収益獲得への貢献度合いについて具体的に記載                     <ul style="list-style-type: none"> <li>（例）・ 営業取引規模が過去〇年平均と比較し〇%以上増加等</li> <li>・ ROEやRORA等が〇%増加等</li> </ul> </li> <li>（※）時価（含み益）や配当金による検証だけでは純投資の評価と同じであり、政策保有株式の評価としては別途の検証が求められる点に留意が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役会等における検証の内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有方針に沿った検証結果の内容を具体的に記載                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「保有目的に照らして取締役会において保有の適否を検証」という記載では具体性に欠ける</li> </ul> </li> <li>● 取締役会での議論を記載するにあたり、具体的な開催日時や議題等を記載</li> </ul>

# 政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）（2 / 2） （令和元年11月29日公表）

## ② 個別銘柄

主な記載項目	投資家が期待する好開示のポイント（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有目的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保有方針に沿って、経営戦略上、どのように活用するかを関連する事業や取引と関連付けて具体的に記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 単なる財務報告のセグメント単位や、「事業取引」・「金融取引」といった大括りでの説明、「企業間取引の維持・強化のため」・「地域発展への貢献」という記載は抽象的で不十分</li> </ul> </li> <li>● 株式を相互持合いしている場合、その理由を具体的に記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的な保有効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前頁「①政策保有株式全体」の「保有の合理性の検証方法」で定めた指標に対する実績値とその評価について記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>(※) 時価（含み益）や配当金による検証だけでは純投資の評価と同じであり、政策保有株式の評価としては別途の検証が求められる点に留意が必要</li> </ul> </li> <li>(定量的な保有効果の記載が困難な場合)               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ どのような点で定量的な測定が困難だったかを具体的に記載</li> <li>✓ 経営戦略上、どのように活用するかを具体的に記載</li> </ul> </li> <li>(※) 仮に営業機密について言及する場合でも、どのような点が営業機密となるか等について記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 増加の理由</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「配当再投資による取得」や「取引先持株会による取得」といった取得プロセスに関する記載に留まらず、保有先企業のノウハウやライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかを具体的に記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「取引関係の強化」といった記載では不十分</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発行者による当社株式の保有の有無 (相互持合いの有無)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上場持株会社の株式を政策保有している場合には、当社株式の保有相手方がその持株会社の傘下会社であったとしても、実質的に相互保有の関係にあるとみなし、参考情報として脚注等でその保有の有無を記載</li> </ul>

### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】※一部抜粋

#### (5)【株式の保有状況】

##### ① 投資株式の区分の基準及び考え方

(純投資目的である投資株式)

専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「純投資目的である投資株式」と考えております。

(純投資目的以外の目的である投資株式)

政策投資や業務戦略等を目的とする投資株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」と考えております。中でも政策投資を目的として保有する投資株式が大半を占めており、取引先企業との総合的な取引維持・拡大を通じた発行会社グループの中長期的な経済的利益の増大を目的としております。

また、業務戦略を目的として保有する投資株式については、総合金融グループ形成、資本・業務提携関係の維持・拡大を目的としております。

##### ② 株式会社三菱UFJ銀行における株式の保有状況

当社の連結子会社の中で、投資株式の最大保有会社に該当する株式会社三菱UFJ銀行について、その株式等の保有状況は以下のとおりです。

(i) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

株式保有リスクの抑制や資本の効率性、国際金融規制への対応等の観点から、取引先企業との十分な対話を経たず、政策投資を目的として保有する投資株式の残高削減を基本方針とします。

政策投資を目的として保有する投資株式については、成長性、収益性、取引関係強化等の観点から、保有意義・経済合理性を検証し、保有の妥当性が認められない場合には、取引先企業の十分な理解を得た上で、売却を進めます。また、妥当性が認められる場合にも、残高削減の基本方針に則し、市場環境や経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

(保有の合理性を検証する方法)

政策投資を目的として保有する全ての投資株式について、個別別の中長期的な視点から成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義及び経済合理性(リスク・リターン)を確認しています。

なお、経済合理性の検証は、MUFJの株主資本利益率(ROE)目標を基準とした総合取引RORAを目標値として実施します。

(2018年3月末基準の個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

保有意義については、検証対象の大半が、発行会社グループの中長期的な経済的利益を増大する目的で保有しており、その妥当性を確認しました。経済合理性については、検証対象全体を合計した総合取引RORAが目標値を上回っており、個別別には約8割の取引先企業が目標値を上回っております。目標値を下回る約2割については採算改善を目指しますが、一定期間内に改善されない場合には売却を検討します。なお、採算については、「取引先企業グループベースで目標値を上回っているか否か」で判定を行っております。

政策保有株式の保有の合理性に関する当期の検証結果について具体的に記載し、基準値を下回った場合の対応策について記載

残高削減の方針を明確に記載

政策保有株式の保有の合理性を検証する方法において、経済的合理性の判断において使用している指標(株主資本利益率(ROE)目標を基準とした総合取引RORA)について具体的に記載

金融庁が公表している「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」(平成31年11月29日更新)で上記以外の参考になる開示例も掲載。

# 改善の余地があると考えられる開示例

## <改善の余地があると考えられるポイント>

- 保有方針及び保有の合理性を検証する方法、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容が十分に記載されていない。
- 保有目的及び効果について、戦略・事業内容及びセグメントと関連付けがなされていない。
- 保有の定量的な効果を記載できない場合において、その旨と保有の合理性を検証した方法が具体的に記載されていない。
- 株式数の増加理由の具体性がない。

### [改善の方向性]

・保有方針及び保有の合理性を検証する方法について、具体的にどのような基準で取締役会等で議論をしているかを記載。  
 ・どのような場合に保有の意義が乏しいと判断するのか、具体的な判断基準を記載

## 開示例1(A社)

### (5)【株式の保有状況】※一部加工

#### ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

##### イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、毎年、取締役会において一定の基準により見直しをおこなう。また、意義の乏しい銘柄については、株価の動向等を勘案し縮減する。

(中略)

#### ハ. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報特定投資株式 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
〇〇ホールディングス	xxx, xxx	xxx, xxx	取引先として良好な関係を長期的に維持する為 (注)	有
	xxx, xxx	xxx, xxx		
●●フィナンシャル・グループ	xxx, xxx	xxx, xxx	取引銀行として関係の強化を図る為 (注)	有
	xxx, xxx	xxx, xxx		

(注)当社は、取引関係の維持・強化等総合的な観点から、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に資すると判断した会社の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としており、毎年、取締役会において一定の基準により見直しをおこなっている。精査の結果、すべての株式について保有の妥当性があることを確認している。

**[改善の方向性]** 保有の定量的な効果を記載できない場合、その旨と、どのような点で定量的な測定が困難だったのか、経営戦略上どのように活用するかを、具体的に記載

**[改善の方向性]** 保有方針に沿った検証結果の内容や取締役会等の開催状況や議題等を記載することで、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等の議論を具体的に記載

# 改善の余地があると考えられる開示例

## 開示例2(B社)

### (5)【株式の保有状況】※一部加工

#### ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

##### a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係の維持強化を目的に、政策保有株式として取引先の株式を保有しておりますが、当社の事業戦略及び取引上の関係などを総合的に勘案し、その投資価値を判断することを基本方針としております。

当社の取締役会では、毎年1回、個別の政策保有株式の投資価値を検証しており、当事業年度においては、この検証の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。なお、今後の状況に応じて、当社の事業戦略や取引上の関係から継続保有の意味合いが薄れてきたと判断される銘柄に関しては、株価や市場動向を踏まえ、売却等の縮減を進めることとしております

(中略)

#### [改善の方向性]

- ・投資価値の検証方法について、事業の収益獲得への貢献度合い等、具体的にどのような基準を使って取締役会で議論しているかを記載
- ・どのような場合に継続保有の意味合いが薄れてきたと判断しているのか、具体的な判断基準を記載

##### c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報特定投資株式 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
〇〇ホールディングス	xxx, xxx	xxx, xxx	保有目的は企業グループ間取引の維持強化のためであります。 定量的な保有効果は、測定が困難なため、記載しておりません。保有の合理性については、取締役会において当社の事業戦略及び取引上の関係などを総合的に勘案し、その投資価値を検証しております。	無
	xxx, xxx	xxx, xxx		

#### [改善の方向性]

- ・定量的な効果の測定が困難な場合、どのような点で測定困難だったのか、また、そのような状況にあって、どのように保有の合理性を検証したか(経営戦略上の活用方法等)を具体的に記載
- ・なお、定量的な保有効果について秘密保持の観点から記載が困難な場合は、どのような点が秘密保持の対象になるか等を記載

#### [改善の方向性]

- ・抽象的な表現ではなく、経営戦略上、どのように活用するかを関連する事業や取引と関連付けて記載



## 参 考

## パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(平成31年1月31日公表)(抜粋)

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
72	<p>第二号様式記載上の注意(58) bについて、個別銘柄毎にその検証の内容を記載しなければならないものではないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>必ずしも個別の銘柄ごとに保有の適否を含む検証の結果を開示することを求めるものではありませんが、単に、「検証の結果、全ての銘柄の保有が適当と認められた」といった、一般的・抽象的な記載ではなく、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有の適否を検証する上で、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを含め、どのような点に着眼し、どのような基準を設定したか</li> <li>・ 設定した基準を踏まえ、どのような内容の議論を経て個別銘柄の保有の適否を検証したか</li> <li>・ 議論の結果、保有の適否について、どのような結論が得られたか</li> </ul> <p>等について、具体的な記載が行われることが望ましいものと考えられます。</p>

(参考)企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式記載上の注意(抄)

(58) 株式の保有状況

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

a [略]

b 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株券に係る株式に限ることができる。以下bにおいて同じ。)について、提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法を記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載すること。

c～f [略]

# 参 考

## コーポレートガバナンス・コード

### 【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

### 【原則1-4. 政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

## 投資家と企業の対話ガイドライン

### 【政策保有株式の適否の検証等】

#### 4-1

- 政策保有株式について、それぞれの銘柄の保有目的や、保有銘柄の異動を含む保有状況が、分かりやすく説明されているか。
- 個別銘柄の保有適否について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会において検証を行った上、適切な意思決定が行われているか。そうした検証の内容について分かりやすく開示・説明されているか。
- 政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な基準が策定され、分かりやすく開示されているか。また、策定した基準に基づいて、適切に議決権行使が行われているか。

#### 4-2

- 政策保有に関する方針の開示において、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を明確化し、そうした方針・考えに沿って適切な対応がなされているか。

## 審査内容

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえて「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（財務諸表等規則）等の改正が行われたことから、改正後の財務諸表等規則等に基づき適切な記載がなされているかどうかについて審査を行った。

## 審査結果

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正により、税効果関係の注記では、重要性の判断の上、

- 「繰越欠損金に係る評価制引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価制引当額の区分掲記」
- 「評価性引当額の変動」
- 「繰越期限別の繰越欠損金に係る所定の事項」
- 「繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由」

について注記することが求められているが、一定の重要性があると考えられる場合にも、これらの必要な事項の記載がない事例が確認された。

## 留意すべき事項

税効果関係の注記について、以下の点に留意されたい。

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳に繰越欠損金を記載している場合であって、当該繰越欠損金が重要であるときは、評価性引当額の記載に当たっては、繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載すること（連結財務諸表規則第15条の5第1項第1号、財務諸表等規則第8条の12第1項第1号）
- 評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容を記載すること（連結財務諸表規則第15条の5第2項2号、財務諸表等規則第8条の12第2項2号）
- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳に繰越欠損金を記載し、当該繰越欠損金に重要性がある場合、繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項を記載すること。（連結財務諸表規則第15条の5第3項第1号、財務諸表等規則第8条の12第3項第1号）
  - ・繰越欠損金に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額
  - ・繰越欠損金に係る評価性引当額
  - ・繰越欠損金に係る繰延税金資産の額
- 繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由を記載すること。（連結財務諸表規則第15条の5第3項第2号、財務諸表等規則第8条の12第3項第2号）

# 重点テーマ審査

---

## 審査内容

関連当事者に関する開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項について質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めて審査を行った。

- 関連当事者の範囲に関する検討結果
- 関連当事者との取引を識別するための内部統制及び当該手続の実施結果
- 関連当事者情報の開示対象を決定するための重要性の判定過程及び結果

## 審査結果

関連当事者に関する開示について、以下のような適切ではないと考えられる事例が確認された。

- 関連当事者との取引の開示に関する重要性の判断基準を超える取引があるものの、質的に重要性がないと判断したか又は残高のみで重要性を判断し、注記されていない事例
- 一般の取引と同様であることが明白ではないものの、関連当事者との取引が注記されていない事例
- スtock・オプションの権利行使による株式の発行について、開示対象との認識が漏れていた事例
- 提出会社の役員等が代表者を務めている会社との取引について、調査票等に当該質問項目がなく、関連当事者との取引の識別の網羅性の確保に懸念がある事例

なお、関連当事者に関する開示に直接関係するものではないが、取締役の利益相反取引について、取締役会の承認漏れ又は承認証跡がない事例が確認された。

## 留意すべき事項

関連当事者に関する開示について、以下の点に留意されたい。

- 関連当事者の開示に関する重要性の判断基準を超える取引がある場合には、関連当事者との取引は開示をする必要があること（関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第15項、第16項、第17項、第18項）
- 一般の取引と同様であることが明白な取引とは、一般競争入札による取引、預金利息、配当金の受取り、公募増資等をいい、第三者との取引と同等な条件であっても関連当事者との取引に関する開示は省略できないこと（関連当事者の開示に関する会計基準第9項、第28項、第32項）
- 資本取引については、開示対象の取引に含まれること（関連当事者の開示に関する会計基準第28項）
- 提出会社の役員等が他の法人の代表者として会社と取引を行うような場合は、関連当事者取引に該当し、関連当事者が法人の場合の取引の判断基準により、開示が必要になる場合があること（関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第16項、第33項）

## 審査内容

ストック・オプション等に関する会計処理及び開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項について質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めて審査を行った。

- 実施した会計処理及び開示
- 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合には、その理由

## 審査結果

ストック・オプション等に関する会計処理及び開示について、以下のような適切ではないと考えられる事例が確認された。

- スtock・オプションと業務執行や労働サービスとの対応関係の認定の考え方が適切ではないため、権利確定日以前の各会計期間における費用計上額を合理的な方法に基づいて算定していない事例
- 従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続しているにもかかわらず、注記を記載していない事例
- スtock・オプション等関係注記の単価情報（権利行使価格、行使時平均株価、付与日における公正な評価単価）において、異なる単位（個、株）が混在しており、不明瞭な開示となっている事例



## 留意すべき事項

ストック・オプション等に関する会計処理及び開示について、以下の点に留意されたい。

- 各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額として算定することとされていること（ストック・オプション等に関する会計基準第5項）
- 実務対応報告第36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続する場合には、権利確定条件付き有償新株予約権の概要及びその変動状況並びに採用している会計処理の概要を注記する必要があること（実務対応報告第36号第10項(3)）

## 審査内容

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示が適切になされているかについて確認するため、以下の事項について質問するとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めて審査を行った。

- 実施した会計処理及び開示
- 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合には、その理由

## 審査結果

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示について、以下のような適切ではないと考えられる事例が確認された。

- 1株当たり情報に関する注記及び連結株主資本等変動計算書注記において、自己株式として計上された信託に残存する自社の株式に関連する注記等を記載していない事例
- 株式等の状況において、役員・従業員株式所有制度の内容の開示を記載していない事例

## 留意すべき事項

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合には、「経理の状況」において、以下の注記を記載する必要があることに留意されたい(実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第16項、第17項、第18項)。

(追加情報)

- 取引の概要
- 自己株式として計上された信託に残存する自社の株式について、純資産の部に自己株式として表示している旨、帳簿価額及び株式数
- 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引において、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

(1株当たり情報に関する注記)

- 自己株式として計上された信託に残存する自社の株式を控除する自己株式に含めている旨
- 期末及び期中平均の自己株式の数

(連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書注記)

- 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数
- 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数
- 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

## 審査内容

- 過去の有価証券報告書レビューにおいて識別された事項のうち、フォローアップが必要と認められた事例について、その改善状況を確認するための質問を行うとともに、必要に応じて根拠資料の提出を求めて審査を行った。
- フォローアップ審査の対象となった主な項目は以下の通りである。
  - ✓ 固定資産の減損
  - ✓ 繰延税金資産の回収可能性
  - ✓ 関係会社株式の評価
- 会計処理を行う際に用いられた業績予測が合理的な仮定に基づいているか否かに関する質問を中心として審査を行った。

## 審査結果

- 会計上の見積り項目の会計処理を行う際に用いられた業績予測について、策定方法を改善することにより、予測値と実績値の乖離が小さくなった事例等、一定の改善が認められる事例が確認された。
- 一方で、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例が引き続き確認された。

## 留意すべき事項

- 会計上の見積り項目の会計処理に用いる業績予測は、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る必要がある(固定資産の減損に係る会計基準二4.(1)等)。その際、以下の通り、事業計画等の前提となった数値を必要に応じて修正する点に留意されたい。
  - ✓ 企業は、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正…(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第36項(1))
  - ✓ 適切な権限を有する機関の承認を得た業績予測の前提となった数値を、経営環境等の企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正…(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第32項)
- 予測値と実績値の著しい乖離が発生している場合には、予測値と実績値の乖離要因が、業績予測の策定プロセスの問題に起因するものではないか確認することが望まれる。